

江戸川区立春江小学校いじめ防止対策について

令和7年4月1日改定

いじめ防止対策推進法を受けて、春江小学校において、いじめ防止に向けた取組及び、いじめ発生時の対応について以下のとおりとする。

1 基本理念

いじめは全ての児童に関係する問題であると認識し、児童が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外問わずいじめが行われることなくなるよう取り組まなければならない。

いじめの防止等のための対策は、全ての児童がいじめを行わず、他の児童に対して行われるいじめを認識しながら放置することがないように取り組まなければならない。

いじめの防止等のための対策は、いじめを受けた児童の生命及び心身を保護することが重要であることを認識し、校内における組織的な体制とともに家庭及び関係諸機関との連携を図り、いじめの問題を克服することを目指して取り組まなければならない。

2 いじめの禁止

児童に対し、いじめを行ってはならないことを徹底する。また、児童はいじめが許されない行為であることを認識できるよう徹底する。

教職員は、いじめは絶対に許さないという認識をもち、児童に対して指導を行う。また、教職員がいじめの助長となる言動を行ってはならない。

3 いじめの早期発見のための措置

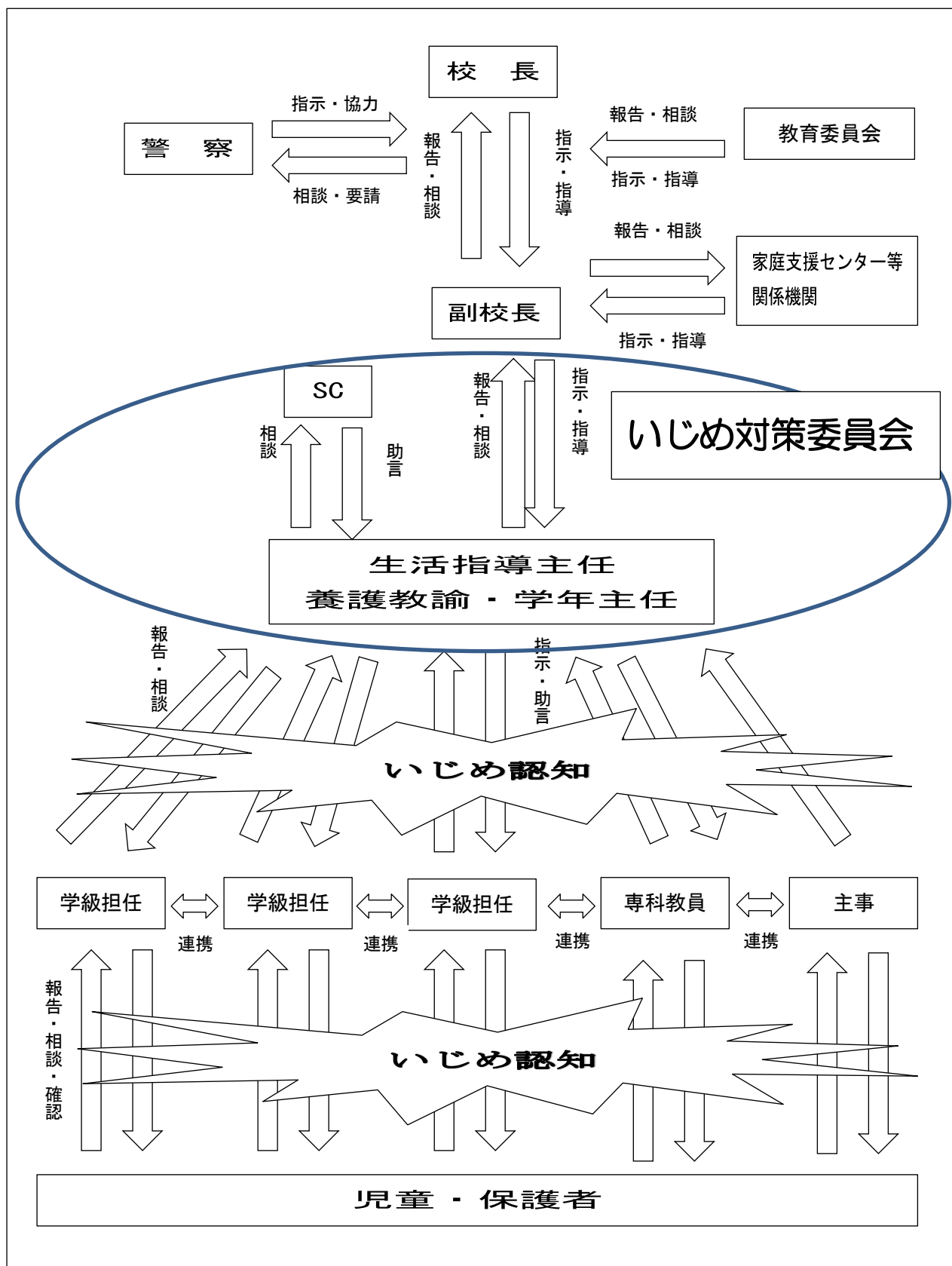
児童のいじめの早期発見のため、次の取組を行う。

- ① いじめの防止のため「いじめ防止対策委員会」を設置する。メンバーは生活指導主任を長とし、主幹教諭、養護教諭、専科主任、学年主任とする。
- ② 月1回（安全指導日）にいじめに関わる学級指導及び児童への聞き取り等を実施する。
- ③ 6、11、2月は重点月間として、学校全体でいじめに関わるアンケート調査を実施する。
- ④ 週1回（火曜日夕会）において、生活指導に関わる事項を報告する場を設定し、いじめに関わる事項が発生した場合は、児童名をあげて全体に報告する。
- ⑤ 看護当番は、登校時及び休み時間に校内外の巡視を行い、いじめに関わる事項を認識した場合は、速やかに生活指導主任に報告する。
- ⑥ いじめ対策委員会は、いじめの早期発見のための取組に関して、適切な指示を行い、いじめに関わる事項を認識した場合は、速やかに管理職へ報告する。
- ⑦ 学級担任及び専科教員は、日常の授業等において児童の様子を観察し、いじめに関わる初期兆候を十分に把握する。
- ⑧ 学級担任は、適宜、児童及び保護者と面談を実施し、いじめに関わる初期兆候を十分に把握するとともに、児童及び保護者からいじめに関わる相談があった場合は、最優先な対応を行うとともに、管理職へ速やかに報告する。
- ⑨ 管理職は、いじめ対策委員会からいじめに関わる相談・報告を受けた際は、的確な指示・指導を行うとともに、関係諸機関への連絡を速やかに行い指示・指導を受ける。
- ⑩ 養護教諭は、スクールカウンセラーと連携し、学級担任等からいじめに関わる報告・相談に対して的確な指示を出すとともに、児童及び保護者とスクールカウンセラーとの面談等の調整を行う。

5 いじめ発生時の対策等について

いじめを認識した際は、以下のとおり対策を講じる。

(1) いじめ発生時の校内体制



(2) いじめ発生時の対応

- ① 学級担任及び専科教員が、いじめを認知した際は、速やかに生活指導主任へ報告を行う。また、いじめの事実があると思われる段階においても同様の措置を取る。
- ② 生活指導主任は、いじめを認知した際、養護教諭及び管理職に報告を行い、指示を受ける。また、各教員へ適切な指示を与える。
- ③ 生活指導主任は、必要があれば、生活指導部会を開催し、いじめに関わる事項についての対応策を講じる。
- ④ 養護教諭は、生活指導主任からいじめ認知の報告を受けた際、スクールカウンセラーに報告を行い、児童及び保護者のケアを図るよう要請する。
- ⑤ 管理職は、いじめ認知の報告を受けた際、的確な指示及び指導を行うとともに、関係諸機関への報告・相談を速やかに行い、指示・指導を受ける。
- ⑥ 学級担任は、いじめ認知または、いじめの事実があると思われる段階において、該当児童及びその児童に関わる児童に対し面談等を行い、事実関係を掌握するとともに指導を行う。また、該当児童の保護者及びその児童に関わる児童の保護者に対して、事実関係を報告するとともに適切な対応を行う。
- ⑦ 管理職は、いじめに関わる事項について、解決を図るために、必要があれば児童及び保護者と面談を行い、適切な対応を行う。